第 成 十 깯 年 七 月 + 日

三 + 깯 百 + 号

増 刊 (1)

この訓令は、

福岡県訓令第十二号

本

庁

出先機関

訓 令

○福岡県

消費者行政連絡協議会規程の

部を改正する訓令

(生活安全課)

訓

令

(第十二号)

目

次

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成

二十四年七月十日 福岡県知事

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

小 Ш 洋

ように改正する。 福岡県消費者行政連絡協議会規程 (昭和四十四年一月福岡県訓令第一号) 0) 一部を次

第七条第二項に後段として次のように加える。

人を幹事とする。 この場合において、 当該職にある者が二人以上であるときは、 所属長が指名する者

別表第一総務部の項中「消防防災課長」を 「消防防災指導課長」に改め、 同表農林水

産部の項中 「農林水産物安全課長」を「食の安全・地産地消課長」に改める。

別表第二総務部の項中「消防防災課副課長」を「消防防災指導課課長補佐」に改め、

を

表企画

佐」に改める。

同表農林水産部の項中 ・地域振興部の項中 「農林水産物安全課課長補佐」を 「調査統計課課長補佐」 「調査統計課企画主幹」に改め 「食の安全・地産地消課課長

毎週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)

附 則

公布の日から施行する。